

平成 21 年度環境測定分析統一精度管理ブロック会議議事録

- 九州支部 -

日時：平成 21 年 7 月 8 日（水）13：30～15：30

場所：大分県庁新館 81 会議室

1 開会

2 挨拶

大分県衛生環境研究センター 所長 渡邊克廣

3 議事

(1) 環境測定分析統一精度管理調査について

環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室 室長補佐 高橋祐司

(2) 平成 20 年度環境測定分析統一精度管理調査結果について

(財)日本環境衛生センター東日本支局環境科学部環境対策課 課長 西尾高好

4 特別講演

「環境測定分析における土壌・底質中のフタル酸エステル等有機化合物測定について」

環境省環境調査研修所 講師 牧野和夫

5 ディスカッション

(座)：座長・事務局 (参)：参加者 (助)：助言者・有識者 (環)：環境省

(座) 予め提出された 4 題の質疑についてまず、その要旨を説明願いたい。

(1) 環境測定の信頼性を確保するために必要な人材育成とその確保について。

(参) 環境監視業務の外部委託が行われる場合、職員の過重な業務量が軽減され研究業務に集中できるというメリットに対して、従来から維持、発展させてきた地方環境研究所職員の環境モニタリングに関する知識と経験を継承・研鑽する機会の喪失および環境測定に必要な分析機器の更新が延期・中止されることによる分析設備環境の低下という負の側面もある。さらに、地方環境研究所において外部委託に伴う本来委託先の分析データの信頼性をチェックする機能の低下が懸念されている。各々の地方自治体の事情も異なり、国として環境測定の信頼性を確保するために、環境モニタリングの精度の確保と地方環境研究所職員の分析技術の継承をどのようにしていくのかご教示願いたい。また、本県では、財政困

難な事情もあり外部委託はなるべくやらない方向である。国のビジョンも伺いたい。

(座) (1) と (3) については、質疑事項の趣旨が似通った内容であるので次に、(3) の要旨の説明をお願いし、2 題併せて討議したい。

(3) 環境測定分析の外部委託に係る精度管理について

(参) 精度管理については、環境省が実施した「地方における環境測定分析の外注に関する精度管理実情調査結果」において、外注における多くの問題点・課題が報告され、今後の対応例が検討されている。また、計量法担当部局においても分析事業者への立入検査等の環境部局への協力依頼を検討しているようである。しかし、本県では人員削減や短期での異動等により技能を持った者が減少するとともに、外注先の精度管理に対応する時間的余裕も無い状況にあり、このような状況では、多項目で精度の高い分析が要求されるなかで内部精度管理及び外注機関に対する精度管理への対応が困難な状況になる。

環境省では、外注に関する指針等の作成を進められているようだが、分析事業者及び小規模自治体分析機関に対して助言、指導するような制度を構築する等、新たな制度構築が必要と考えられるが、環境省において、何か新たな制度等を検討されているのでしょうか。なお、本県では、外部委託が多くなっている。

(環) 技術の承継など問題点もあるが、精度の維持は重要であり、各機関においても積極的な参加をお願いしたい。

対象とする項目などで意見があれば沿うようにしたい。また、今回の意見は各関係にフィードバックしたい。

環境省の環境調査研修所が実施している研修(平成21年度研修計画 P6~P7)を活用していただきたい。

地方の研究機関の技術向上を図る努力をしたい。

(2) 鉛、カドミウムの ICP-MS 測定における前処理等について

(参) 廃棄物溶出液試料の ICP-MS 測定に際して、まず試料を硝酸酸性下で加熱(煮沸)処理した後、希釈(鉛の場合は500倍、カドミウムは50倍)して ICP-MS 測定(コリジョンリアクション法は不使用)したが、他機関の前処理法は、また、ICP-MS を使われた機関の事例を伺いたい。

また、前処理として溶媒抽出やカートリッジ処理をされた場合は、使用溶媒や使用カートリッジの種類その他処理法の概要を伺いたい。

(助) 希釈倍率は微妙に違うが可であり、カドミウムの50倍希釈は妥当だと考える。

また、ICP/MS 測定では、前処理に溶媒抽出を使用しないことが多い。

カートリッジ(キレート樹脂、キレートディスク)は市販品で十分であるが、カルシウムを吸着するものもあるので注意が必要である。

(参) 前処理として DDTC-MIBK 抽出の紹介があった。

(4) PCB を含有する測定済み試料液等の処理について

(参) 従来、ダイオキシン類分析測定用として PCB 含有製剤を購入するに当たり、「永久保存する」という確約書の提出が条件となっていたこともあり、ダイオキシン類分析測定において不要となった PCB 含有標準液及び内部標準として添加した PCB を含む測定済みの試料液を廃棄物扱いとして保管している。平成 19 年度の化審法の一部改正に伴い、確約書の記入例の内容が「適正に処理する」という表現に変わったことを機に保管していた PCB 含有廃棄物を処理することを考えているが、特別管理産業廃棄物として処理委託して差し支えないか伺いたい。なお、環境省では微量 PCB 混入廃電気機器等の処理方策について専門委員会で検討されているところですが、上記廃棄物の処理に当たっては微量 PCB 混入廃電気機器等に該当するのかも併せて伺いたい。

ちなみに、平成 20 年度現在の保管試料中の試算総 PCB 量は約 50mg である。

(助) 情報をよく収集していないが、試薬とトランス類等とは違うのではないか、したがって基本的には保管するしか方法はないのではないか。

(参) 0.5mg/kg が基準ではあるが特別措置法にいう特管物として処理できるので、保管 PCB 量は約 50mg であることから総量 100kg として処分できるのではないか。

その他

(参) ほう素の分析において分解後に乾固しましたが、良いですか。また、TBT, TPT 分析におけるフミン酸の影響について伺いたい。

(助) 前者については、乾固しなくても過塩素酸白煙まで加熱すればよい。乾固は損失の可能性があるからなるべくしない方がよい。後者については分析にほとんど影響はなかった（しいてあげれば、有機塩素化合物で若干の影響（吸着）があったかも知れない）。

6 閉会の挨拶

佐賀県環境センター 副所長 岩崎 俊満

今回の会議を準備された大分県、環境省に感謝する。

来年度は佐賀県で開催するので多数の参加をお願いします。

7 閉会